

令和2年4月20日

保護者の皆さまへ

京都府立東稜高等学校

校長 中嶋 知彦

臨時休業に伴う教職員の在宅勤務について

このたび国の緊急事態宣言の発出に伴う知事からの要請に基づき、府内全ての府立学校を臨時休業とすることとなりました。

このような状況において、感染拡大防止のため、人と人との接触をできるだけ避ける必要があること、また万が一教職員の中から感染者が出た場合にあっては、学校の教育活動を維持する必要があることから、臨時休業期間に合わせ5月6日（水）までの期間において、教職員の在宅勤務を実施いたします。

本校におきましては、教職員を3つのグループに分け、交代で勤務することにより、7割程度の教職員の勤務を削減します。このため、学校に御連絡いただいた折、担当の教職員が在宅勤務中の場合があり、その場で応対ができないことがございますが、出勤している教職員が用件をうかがい、必要に応じて担当の教職員と相談の上、折り返し連絡させていただきますので、御理解願います。

また、休業期間中には生徒の皆さんが、課題の受け取りや提出、課題に係る質問や相談等のため、登校することが可能な「課題提出日」を学年ごとに設定することとしています。詳細につきましては本校ホームページに掲載いたします。

なお、登校ができない場合、課題の提出は学校再開時もしくは次の課題提出日に行うこととし、課題の配布については別途対応をさせていただきます。

緊急事態宣言が発出される中、本校生徒の感染拡大防止と学習保障の両立に努めて参りますので、御理解・御協力いただきますようお願い申し上げます。